

足立区ユニバーサルデザイン推進会議 会議概要

会 議 名	第 3 6 回足立区ユニバーサルデザイン推進会議		
事 務 局	都市建設部都市建設課、ユニバーサルデザイン担当課、 総務部総務課、福祉部障がい福祉課		
開催年月日	令和 6 年 3 月 2 6 日（火）		
開催時間	午前 1 0 時 0 0 分 ～ 午前 1 1 時 2 7 分		
開催場所	足立区役所 中央館 8 階 特別会議室		
区長の出席	有 無		
出席者	会長 八藤後 猛 委員	署名委員 山田 あすか 委員	内藤 久子 委員
	金子 孝一郎 委員	長澤 陽子 委員	田中 功一 委員
	猿田 純 委員	相澤 修 委員	渡部 郁子 委員
	多様性社会推進課長 飯塚 尚美 委員	障がい福祉課長 日吉 理仁 委員	都市建設部長 真鍋 兼 委員
欠席者	内田 眞 委員	金井 秀之 委員	村田 雅利 委員
関係区職員	事 務 局		
	UD担当課長 安岡 毅	UD担当係長 辻井 隆伸	UD担当 渡部 聡太
	UD担当 薄井 風弥		
資料	第 3 6 回足立区ユニバーサルデザイン推進会議の開催について 第 3 6 回足立区ユニバーサルデザイン推進会議会場案内図（中央館 8 階特別会議室） 第 3 6 回足立区ユニバーサルデザイン推進会議座席表 足立区ユニバーサルデザイン推進会議委員名簿（令和 5 年度） 第 3 6 回足立区ユニバーサルデザイン推進会議次第 第 3 5 回足立区ユニバーサルデザイン推進会議会議議事録 足立区ユニバーサルデザイン推進計画 令和 4 年度実施事業評価報告書（案） 足立区ユニバーサルデザイン推進計画 中間検証・後期実施計 ・資料 1 ・資料 2 ・資料 3		

	画（案） ・資料4 令和6年度の年間スケジュール（案） ・資料5 公共施設等整備基準の一部改正について ・別冊 足立区バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区編）
そ の 他	傍聴人：有・☒無（人） その他の参加者：有・☒無

(審議経過)

開会

○安岡UD担当課長 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、また雨の中、第36回足立区ユニバーサルデザイン推進会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、都市建設部ユニバーサルデザイン担当課長の安岡と申します。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

本日の会議は、当会場とウェブの併用による会議形態とさせていただきます。ウェブからは渡部委員にご出席いただいております。途中、音声聞きづらい、画面が見にくい等の場合はお声がけを頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、会議時間は1時間半から2時間程度を予定しております。効率的な会議とするため、一部の議事につきましては説明を割愛し、配布資料の確認とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続いて、皆様に2つほどご連絡がございます。

まず、本日の会議記録作成のため、委託事業者が会議の内容について録音させていただきます。併せて、記録として背後から会議中の写真撮影をさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

次に、マイクの使い方についてご案内させていただきます。皆様の席上マイクでございますが、手前のボタンを押していただきますとスイッチが入り、マイクの部分が赤く光ります。ご発言の際にスイッチを入れて、所属、お名前を名乗っていただき、ご発言をお願いいたします。このとき、感度が悪い場合がございますので、マイクの近くで発言くださいますようお願いいたします。ご発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押してスイッチをお切りいただきますようお願い申し上げます。

ウェブで出席されています委員の皆様は、ブラウザ画面下にありますボタンの一番左のマイクボタンをオンにして、お名前と発言する旨のお声がけを下さい。ご指名の後、発

言をお願いいたします。発言が終わりましたら、マイクのボタンをオフにいただきますようお願いいたします。

なお、会話が早口のときにウェブの通信が途切れる傾向がございます。特に会場にご出席の皆様には、ご発言はマイクを口元に近づけ、なるべくゆっくりとお話いただきますようお願いいたします。

続いて、本日の資料確認をさせていただきます。

事前にお送りし、本日お持ちいただいた資料でございます。

まず、第36回足立区ユニバーサルデザイン推進会議の開催について。

第36回足立区ユニバーサルデザイン推進会議会場案内図。

第36回足立区ユニバーサルデザイン推進会議座席表。申し訳ございません、こちらの座席表については席上に差替え版を置かせていただきました。なお、内田委員と金井委員からはご連絡があり、欠席となっております。村田委員からはまだ連絡はございません。なお、飯塚委員については所用により遅れるとの連絡が来ております。

続けて、足立区ユニバーサルデザイン推進会議委員名簿。

第36回足立区ユニバーサルデザイン推進会議次第。

次に、資料になります。

資料1「足立区ユニバーサルデザイン推進会議会議概要」。こちらは議事録になります。

資料2「足立区ユニバーサルデザイン推進計画令和4年度実施計画事業評価報告書(案)」。

資料3「足立区ユニバーサルデザイン推進計画中間検証後期実施計画(案)」

資料4「令和5年度の年間スケジュール」。

資料5「公共施設等整備基準の一部改正について」。

別冊「足立区バリアフリー地区別計画(綾瀬・北綾瀬周辺地区編)」パンフレット及び冊子。

そのほか、持ち出し禁止になります紺色のファイルで、現在と過去のユニバーサルデザイン推進計画を参考資料として置かせていただいております。

以上が本日の会議資料でございます。

不足や落丁等がございましたら、事務局までお申しつけください。——よろしいでしょうか。

なお、本日の推進会議ですが、定数15名のところ、過半数以上の11名のご出席を頂いており、会議が有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、推進会議開会に当たりまして、八藤後会長からご挨拶をお願いいたします。

八藤後会長、よろしくお願いいたします。
○八藤後会長 皆様、おはようございます。八藤後でございます。先ほど事務局からもありましたけれども、足元の悪い中、近年ではこれだけ足元が悪いときはあまりなかったんじゃないかなと思いますけれども、なかなか高齢になってから外を歩いていると大変でございます。

それはともかくとしまして、今日は、後ほどまた改めて申し上げますけれども、年度最後のというか、この委員構成で最後の会議となります。ご退任の方もいらっしゃるのです、後ほどご挨拶など頂ければと思っております。

最後なのですけれども、今日は、議事次第にありますように、最終的に令和4年度の実施事業の評価について皆さんに承認を頂くということ、それから、推進計画についても中間検証というのをやっておりまして、そこでそれに関するご承認を頂くなどがございます。そういうことで、一区切りと。いつも大事なのですが、きょうはまた重要な節目になっております。いつもどおりですが、どうかよろしくお願いいたします。

○安岡UD担当課長 八藤後会長、ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行は、足立区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則第6条第2項に基づき、八藤後会長をお願いいたします。

八藤後会長、よろしくお願いいたします。
○八藤後会長 ということでございますので、よろしくお願いいたします。

初めに、事務局から本日の会議の到達目標について説明をお願いいたします。

○安岡UD担当課長 それでは、本日の会議の到達目標についてご説明いたします。

お手元の次第をご覧ください。

到達目標は主に3点ございます。

1点目は、議事、審議・承認事項（2）の

令和4年度実施事業評価報告書（案）でございます。こちらは、皆様に評価していただきました報告書の完成版のご確認と承認の内容でございます。

2点目は、審議・承認事項（3）、足立区ユニバーサルデザイン推進計画中間検証・後期実施計画（案）がまとまりましたので、確認と審議をお願いいたします。

3点目は、審議・承認事項（4）、令和6年度足立区ユニバーサルデザイン推進会議の進行スケジュールを作成いたしました。来年度の推進会議の進め方について、ご確認と審議をお願いいたします。

以上となります。

○八藤後会長 ありがとうございます。

では、それを念頭に入れてこれから会議を進めていきます。

審議・承認事項（1）第35回議事録の承認と第36回議事録署名人について

○八藤後会長 それでは、一番最初の審議・承認事項でございます。（1）、第35回推進会議議事録の承認と第36回推進会議議事録署名人についてに入ります。

先ほど安岡課長より、時間短縮のため一部議事の説明を割愛したいとの提案がありました。第35回ユニバーサルデザイン推進会議の議事録については、今回は時間短縮のため説明は省略して、委員の皆様にはご一読いただいたということでよろしゅうございますでしょうか。あるいは何かこの内容についてご意見等ございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

（各委員より、異議なしの了承）

○八藤後会長 それでは、まず議事録についてはお認めいただいたということで、進めさせていただきます。

続きまして、議事録の署名人につきまして説明させていただきます。

これも足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例施行規則第10条に、推進会議の議事録を作成し保存すること、また議事録は会長及び会長が指名する委員が署名することが定められています。

つきましては、本日のユニバーサルデザイン推進会議の議事録の署名人について私から指名させていただきます。

本日の議事録署名人は、私と、いつも申し訳ありませんが、山田副会長にお願いしたい

と思いますが、よろしいでしょうか。

○山田副会長 はい。

○八藤後会長 ご了承いただきました。ありがとうございます。

審議・承認事項（２）令和４年度実施事業評価報告書（案）について

○八藤後会長 それでは、審議・承認事項（２）「令和４年度実施事業評価報告書（案）について」、事務局から説明をお願いします。

○安岡UD担当課長 初めに、資料２「足立区ユニバーサルデザイン推進計画令和４年度実施事業評価報告書（案）」をご覧ください。

この冊子が、第一、第二評価部会に分かれて皆様に評価いただきました結果のまとめの報告書になります。

まず１枚めくって、巻頭に八藤後会長の総評を記載しております。

続きまして、２ページ目になりますけれども、評価の対象について、推進計画は４つの柱の下に１３施策群、３１施策と続きますが、評価の対象については、施策の上位にあります１３施策群の中から、「対象者若しくは利用者が多い施策」または「区主体の事業の範囲（区事業費）が大きい施策」で直接影響が大きいと考えられる施策を１つ選出し、それに加え、評価委員が選出した３施策を対象として１６施策といたしました。

次に、６ページをご覧ください。評価の体制ですけれども、委員評価を第一評価部会（ハードに関する施策）と第二評価部会（ソフトに関する施策）に担当を分け、評価させていただきました。

続けて、８ページをご覧ください。評価方法についてですけれども、評価は５段階で、今年から、隣の９ページのとおり、委員の事前評価を０．５ポイント毎にさせていただきました。また、１０ページの評価の着眼点である実施率の目安を少し高い設定に引き上げさせていただきました。評価５ですと実施率「９０％以上」というものを「１００％以上」、評価４の場合は「概ね７０％」から「概ね９０％」、評価３については「概ね５０％」から「概ね６０％」へと引き上げております。

続きまして、評価結果についてですけれども、１１ページをご覧くださいませうでしょうか。評価結果の一覧表となっております。評価については後で細かく説明させていただきますので、先に行かせていただきます。

きますので、先に行かせていただきます。

１３ページをご覧くださいませうでしょうか。評価シートについてですけれども、こちらに評価シートの見方の説明が記載しており、２１ページから９７ページまで評価した１６施策の評価シートを記載しております。

９８、９９ページ以降のＡ３の用紙をご覧くださいませうでしょうか。こちらについて、評価対象外（自己評価結果）について記載しております。施策の自己評価結果の報告内容となります。区政における行政評価や関係するアンケートなど客観的な評価（達成状況、原因分析、方向性）などを記載しております。

１１５ページ以降は、評価対象外の評価シートを記載しております。

ここまでが評価報告書の冊子の説明となります。

なお、皆様に評価いただいた内容について、各所管に対し速報として評点や部会での意見などを申し伝えております。

改めまして、１１ページの評価一覧表をご覧くださいませうでしょうか。

こちらの主な評価結果なのですけれども、前回から評点が下がった施策が２つあります。柱－３の、番号でいうと３－（２）－①「公共建築物のユニバーサルデザインの推進」と３－（３）－①「区立公園等のユニバーサルデザインの推進」になります。これについて、評価報告書には記載しておりませんけれども、評価後の取組、近日状況についてご説明いたします。

まず、「公共建築物のユニバーサルデザインの推進」について、前年度や今年度も部会員の皆様からご意見を賜りながらも、新築・改築に伴う障がい者団体へのヒアリングがなかなか実施できておりませんでした。遅ればせながら、このたび、複数の障がい者団体に、１月及び３月に区役所北館と小学校１校の改築に伴う意見聴取をさせていただきました。また、この話は後ほど報告事項の中でも詳しく説明いたしますけれども、今後も公共施設の新築・改築等の際に障がい当事者等のご意見をお伺いすることを努力義務として制度化する予定です。

次に、公園のユニバーサルデザイン推進について、新設した（仮称）平野三丁目公園、正式名称は「平野どんぐり公園」となっておりますけれども、広場から２段ほど高くなっている休憩所にスロープを設置しておらず、車

椅子の方が上がれないことが課題となっておりました。これについて、スロープの設置を検討しており、どのような構造が設置可能かなどを確認しております。また、公園の案内看板も公園の外側から見える位置に移設できるよう地元や関係者と調整を進めます。

簡単ではございますが、近況報告となります。

事務局からの説明は以上となります。

○八藤後会長 ありがとうございます。

この資料2は非常に分厚い内容で、お目通しするだけでも大変だったんじゃないかなと思いますけれども、一度は説明を受けて、そのとおり我々が評価を実施した内容が改めてまとめて書いてあるということになりますので、私なんかは一瞬忘れていたのですが、ああ、こういうことをやったなというのが思い出させられるような資料になっているかと思います。

あまりしゃべっていると時間がなくなるのですけれども、先ほどの説明で、「公共建築物のユニバーサルデザインの推進」と「区立公園等のユニバーサルデザインの推進」について評価が下がったということで、これは第一部会のほうだったと思いますけれども、審議した結果そうなっているのですが、それに関する対応というか、それをきちんとやっていただいたということで、やっぱりこういう評価はきちんとやるとそれなりに反映するんだなというふうに思いました。また、次年度以降にルール化するというお話もありましたので、そんなことで驚いてはいけなのですけれども、やっぱりちゃんと評価するところはしてきちんとお伝えすればやってくれるんだなというようなことが私は感想としてありました。

ということで、今度は皆さん方にご意見やご質問などを受けたいと思います。

ということで、いかがでしょうか。ただいま事務局から説明のありました令和4年度実施事業報告書（案）について、皆様から何かご質問とかご意見などがあれば、ここで伺いたいと思います。

少し時間を置きます。

金子委員、どうぞ。

○金子委員 障害者団体連合会の金子と申します。

今、八藤後会長さん、それから事務局から説明していただいたように、公共建築物のユ

ニバーサルデザインのところと公園のことについて、私、例えば公園の場所をきちんと書いてあると、そういうのを見回って、この平野の公園については段差が2段ぐらいあって使えないだろうと。パークイノベーション課という格好いい名前をつけても、基本的なところで手が抜けていたらとてもまずいだろうというようなことをこの場でも言わせていただいて、私ども障害者団体連合会は隔月に2回あるのですが、そこへ関係の担当の職員の方が来られまして、北館のことなんかも、初めは障害者団体の意見を聞いてというようなことが文面に書いてあっても実際はされていなかったからどうしたんだというようなことを、苦情というか、そういうのを申し述べて、その結果、この2点については私たちの定例会に来ていただいているいろいろご説明がありました。さっき会長もおっしゃったように、ここできちんと言えればそれなりにきちんと対応してくれるなということ、非常にありがたいなと思って、このユニバーサルデザイン推進会議の意義が発揮されたんじゃないかなというふうに勝手に思っています。

それが1点と、今度は別のことなのですが、私の勉強不足で申し訳ないのですけれども、98ページから続く行政の評価、このところが全体の評価に対してどういう位置づけでもって、5段階に評価する際にこの行政評価というものがどういう位置づけをされているのかなということと、行政の評価というこの中身がよく分からないんですよ。そこらあたりを説明していただければと思います。

以上です。

○八藤後会長 ありがとうございます。

では、後段のほうでご質問がありましたので、ご説明を事務局からお願いします。

○辻井UD担当係長 事務局の辻井でございます。ご質問、ご意見、ありがとうございます。

98ページの行政評価の話、これからこの評価報告書とか評定との関わり方についてご説明させていただきます。

まず、こちら、区における行政評価はもとも行っておりましたけれども、ユニバーサルデザイン推進会議における事業の評価等を進めていく中で、これまではあまり一緒にやってこなかった部分がございます。ユニバ

ーサルデザインとして取り組んでいるものでこのように報告させていただいたり評価を受けている一方で、行政評価でこれまでも施策を行った上で、公募の区民の方も含めて評価を頂いているものがございます。特にそれぞれの施策においてどれぐらいの成果が上がったかという観点で評価されているものが行政評価の一つの特徴でもありますので、こういったものも積極的に報告して、特に所管課としても、あらかじめ自己評価をする中で、振り返り、特に分析をして、検証をして、どのように反映していくのかというような行政評価も活用しながら、ユニバーサルデザインの取組の一つとしてもどんどんスパイラルアップを図っていきたいという思いから、今回こちらも報告として入れさせていただきました。これが最終的にこうしてきますという完成形ではなくて、まずは第一歩としてこのような内容を盛り込んで進めていききたいという考えがありますので、分かりにくいとか、結びつき、イメージができないというようなご意見も恐らくあると思いますし、それは承知しておりますので、また次年度以降どういうふうに進めていったらいいのかというのも参考にご意見を頂きたいと思いますし、事務局としては、今回評価対象を絞ることでやらせていただいたのですが、今回絞っているもの以外も含めて、区における行政評価における検証というののも大いに活用して皆様のご意見もいただきたいと思っておりますので、その中での報告書として盛り込ませていただきました。

私からの説明は以上でございます。

何か補足とかありますか。

○安岡UD担当課長 補足はないです。

○辻井UD担当係長 では、事務局からは以上でございます。よろしくお願いします。

○八藤後会長 金子委員、いかがでしょうか。

○金子委員 大体分かりました。

○八藤後会長 ちょっと分かりにくいところはありますよね。ただ、情報としては盛り込んでいただいているように思います。

今事務局からもご発言がありましたけれども、次年度に向けて何かご提案などがあれば、この場で言っていただいても結構ですし。

では、発言していただきましょう。

○真鍋委員 都市建設の真鍋でございます。今日はよろしくお願いいたします。

先ほどの説明はちょっとテクニカルな話

が入っているのもう少し分かりやすく言うと、当然、区の施策というのはたくさんあると思います。もともと行政で持っている計画というのは基本構想であったり基本計画があります。それに全ての事業を入れるとかなり大きくなってしまいますので、当然、基本構想の下に分野別の計画、例えば交通であったり、まさにユニバーサルデザインの世界であったり、多種多様な分野別計画があって、この推進会議においてはユニバーサルデザイン推進計画に沿った事業を評価していただいているということになります。

一方で、行政評価なのですが、当然行政の評価をするということは、もともと行政の基本というのは最小の経費で最大の効果を上げるというのが大原則ですので、実は基本構想の中でも様々な分野でそれに沿って行政評価をすることになっています。ですので、言い方が正しいかどうかなのですが、行政評価というのは主要なものを区民の方に評価していただくということで、ピックアップしているということになるかと思います。その下についている分野別計画は、まさに先ほど金子委員からあったとおり、公園の造り方であったり、それを基本構想に入れてしまうと多分全く分からなくなってしまうので、あくまでも行政評価というのは、当然予算のこともありますし、区の施策が間違っていないかどうかということ区民目線で見いただいています。繰り返しになりますが、あくまでもこの推進会議の中では分野別計画の一つの推進計画の中の細かいものについて微に細に見ていただいているということですので、基本的にやっていることは一緒だと思うのですが、もっと細かくやっているのが当会議で、行政評価についてはかなり大きな視点でやっているというふうにご理解いただければと思います。

今回参考に入れさせていただいたのは、そういった分野別計画ではない大もとの計画の中でも評価していますよということを入れさせていただいたので、このまま続けていく方がいいのか。

もう一つだけ、長くなって申し訳ないのですが、今後基本計画を見直す予定がありますので、当然、見直すということは、分野別計画もそれに連動して見直すことになりますので、その布石として今回入れさせていただいたという面もありますので、その点はご理

解いただければと思います。

以上でございます。

○八藤後会長 お分かりになったでしょうか。98ページ以降とその前とは同列のものではないということです。

○真鍋委員 そうです。

○八藤後会長 98ページ以降に書かれているものは、どちらかというと上位にある基本計画とかそういうものに関して評価をしているので、あまり道路がどうしたとか、公共建築物がどうしたとか、公園がという話ではないですよということで、上位計画としてこういうようなことが考えられ実行されておりましたということで、それはそもそも我々のほうで評価をするメニューには入っておりませんでしたので、今回は開示をさせていただいたという理解でよろしいですか。

○真鍋委員 そのとおりでございます。ありがとうございます。

○八藤後会長 ということでございます。それでもまだ分からないよということもあれば、どんどん質問していただければと思います。

では、山田副会長。

○山田副会長 山田でございます。

先ほど八藤後会長ともお話ししていたのですが、今の話と関連するので申し上げます。これは行政評価ということでご紹介いただいているものですが、恐らく区役所の皆さんはほかにもいろいろな意味での評価を一つの事業に対して受けていらっしゃるんじゃないでしょうか。これはユニバーサルデザイン推進計画に対する評価。でも、ほかに、例えば予算の執行が適切であるかということに対する評価であるとか、物によってはアセットマネジメントの観点からの評価であるとか、いろいろな評価を。皆様の中で評価に対する負担感はないのでしょうか。このユニバーサルデザイン推進会議の評価も、私たちもいつも勉強させていただいておりますけれども、結構ボリュームがあって、それなりの負荷がかかります。この資料をおつくりになられる方は本当に大変なのかなと思うのですが、評価に対する評価といいますか、現在の評価方法への改善・修正ご意見などはありますか。

○飯塚委員 多様性社会推進課長の飯塚です。大昔にこの事務事業評価をスタートしたときに携わっていた者なので、すみません。

基本的に先ほど真鍋委員が説明した行政評価は、予算の名称に基づいて全事業をさらっています。なので、ここで予算管理とかそれにかけたコストが適正なのかというのは評価しています。だから、それが基本的に次の予算執行に結びついてくるような仕組みには位置づけています。

一方で、これは区の基本計画に基づいて全ての事務事業をやっているのですが、こういったユニバーサルデザインという切り口、また食育といった切り口、また私が関与している男女共同参画推進計画、それぞれの計画があつて、それぞれの視点からこの計画を進めていく上で皆さんの事業も関わっているので、その点での働き方はどうでしょうかというちょっと違う視点からの切り口で評価はあるので、たくさんあるといえはありますけれども、致し方ない部分かなと思っております。

○真鍋委員 付け加えてなのですが、飯塚委員に言っていたとおりでして、大変といえば大変なのですが、ただ、これは当然中で評価することもありますし、今回のように外部の委員さん、当推進会議もそうですし、行政評価についても区民評価委員さんがいらっしゃって、そこで見ていただく。ですから、中だけで評価してしまうとややもすると本当にテクニカルな話になってしまって、こちこちになってしまう可能性があるのです。逆に区民の——区民目線と言つてはおこがましいというか失礼な言い方かもしれませんが、そういった視点も入れていくことによって、行政が気がつかない点も結構指摘されるのです。ああ、そういうことかと私どもも気づかされることがあります。だから、お金だけの話ではなくて、そういう視点もあるんだと。この推進会議もまさにそこが必要であつてやっていて、まさにPDCAサイクルを回して、改善するところは改善する、よいところは伸ばす、必要なければやめる、そういったことをやっていくことが重要でありますので、ぶっちゃけ大変といえは大変ですが、これはやっていくことが重要だと思っています。

ただ、今後の推進会議の進め方にも関わってくるかと思うのですが、少し事務局の負担が減らせるような工夫は必要じゃないかなというふうには思っています。実は行政評価は政策経営部が所管しているのですが、これ

がまた結構大変でして、でも、あまりルーチンになってしまうと、まさしく山田先生がおっしゃったとおり、評価のための評価で何のことだか分からなくなってしまうといけな
いので、そこは注意しなければいけない
と思っています。ですので、やればいいという
ものでもなくて、次につなげるようにしてい
るというのは多分どの分野でも同じだと思
います。

以上でございます。

○八藤後会長 コメントはありますか。

○山田副会長 少し安心したということも
あるのですが、委員の皆様とか事務局の方
々のご負担をやっぱりちょっと。だんだん
やるのが増えていってしまうので、増えた
分はどこかをたたんでいかないといけない
ところもあるのだろうなと思いました。あ
りがとうございます。

○八藤後会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

事務局に伺いますが、これは承認して
いただく必要がありますよね。

○安岡UD担当課長 はい。

○八藤後会長 分かりました。

いかがでしょうか。もしなければ、今
年の評価報告書についてはこれでご承認
いただけるということでよろしいでしょ
うか。

(各委員より、異議なしの了承)

○八藤後会長 では、ご承認いただき
ましたので、次に進めさせていただき
たいと思います。

審議・承認事項(3) 足立区ユニバーサル
デザイン推進計画中間検証・後期実施計
画(案)について

○八藤後会長 それでは、審議・承認事
項(3)の「足立区ユニバーサルデザイン
推進計画中間検証・後期実施計画(案)
について」、事務局から説明をお願いします。

○安岡UD担当課長 まずは資料3をご
覧ください。

中間検証・後期実施計画については前
回の1月の推進会議でもご説明いたしま
したが、その後も引き続き内容を精査し
、この冊子にまとめさせていただきました。

まず、表紙をめくっていただきまして
、目次になりますけれども、この冊子の
第1章と資料編については前回1月の
推進会議からの大きな変更はございま
せん。一方、第2章

の中間検証による事業概要・目的や取
組の指標の変更一覧表と第3章の各事
業の実施計画で精査により変更したも
のがございます。また、SDGsのターゲ
ットについても、関連計画や関連施策
との整合性を考慮し、各所管で確認・
修正したものが反映されております。

なお、再来年度の令和7年度にこの
ユニバーサルデザイン推進計画の全面
改定を予定しているため、抜本的な見
直しについては令和7年度に行う予
定です。

それでは、冊子の冒頭から簡潔にご
説明いたします。

改めて目次をご覧ください。中間
検証をすることも、3章構成になって
おります。第1章に「推進計画の中間
検証・後期実施計画の趣旨」、第2章
に「区が実施する事業の取り組み状
況」、第3章に後期実施計画を記載
しております。

4ページをご覧ください。中間検証
をする理由ですけれども、表のとおり
、現推進計画が令和元年度から令和7
年度までとなっておりまして、中間年
度の令和4年度を過ぎたため、事業
の見直しやほかの分野別計画との整
合を図るため中間検証を行い、今後
の令和6年度、7年度の実施計画を
まとめさせていただきました。

各施策に基づく事業の取組状況と
今後の進め方についてですけれども、
16ページをご覧ください。推進計
画の施策に基づく各事業について、
中間年度の令和4年度の取組状況を
振り返り、計画どおりの実施できた
か、事業の廃止を含む変更の必要性
、また検証結果を踏まえた各事業の
内容変更や評価指標の変更等を行
いました。

次の17ページから20ページまで
が、各事業の取組状況、内容変更、
評価指標の変更の一覧表となっております。

そして、21ページから108ペ
ージまでは各事業の後期実施計画
を記載しております。

また、その後の109ページから
巻末まではユニバーサルデザイン
関連の資料編となっております。

事務局からの説明は以上となります。

○八藤後会長 ただいま説明いた
だきましたけれども、令和7年には
大改定があるということですが、
中間的に見直しをしたという
お話でございます。

もしご質問、ご意見等ございましたら、お受けしたいと思います。

少し時間を取ります。

事務局に伺いますが、これも承認事項ですか。

○安岡UD担当課長 はい。お願いいたします。

○八藤後会長 どうぞ。

○長澤委員 今回からSDGsの視点というか目標及びターゲットの関係というのが各事業ごとに設置されていると思うのですが、これについても評価するみたいな考え方があったりするのか、さっきの話にもあったとおり、全てやればいいということではないと思うのですが、始めたばかりで、やっていくうちに、これじゃない指標のほうがいいみたいなのも多分あると思うのですが、この辺は区としてどういうふうに考えているのかというのが気になるので、今時点で分かっていることがありましたら、教えていただければと思います。

○八藤後会長 なるほど。私は気がつきませんでした。

事務局、お願いします。

○辻井UD担当係長 事務局の辻井からご説明します。

まず、ご質問ありがとうございました。

SDGsの目標・ターゲットというのも一応関連性としてお示ししているのですが、評価するときにこれに沿ってやっているのかという観点があったかと言われると、すみません、そこまでは及びませんでしたということが正直な回答になります。

この後、我々足立区のほうでも、今回のユニバーサルデザインの計画だけではなくて、似たような分野別計画の改定を行うときにもSDGsの考え方とかを積極的に取り込んで反映していくような取組もしていますので、その一環として我々も今後はSDGsの取組も意識して進めていくというところがございますので、後期の計画としてはそういった観点で進めていきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

○八藤後会長 ということは、次年度以降、そうしたSDGsに関する内容についても評価をする可能性があるということでしょうか。

○真鍋委員 会長、よろしいでしょうか。すみません、なかなか難しいので。

実は、先ほど私が先走ってしゃべったことが、今回の推進計画の後期実施計画の4ページと5ページに、推進計画の位置づけと中間検証・後期実施計画のいわゆる基本計画との関連性をスケジュール感で載せさせていただいています。実は、SDGsと声高に言われ始めて数年がたっているのですが、基本計画でも途中バージョンアップでSDGsのことがひもづけされているのです。要は基本計画にもSDGsのことが書いてあるので、当然分野別計画についてもSDGsの17分野のどこに関連しているかというのを入れさせていただいたのです。ただ、ありてい言えばSDGsというのはかなり大きなところで見ているので、SDGsとしてどういう評価をするというのが正直難しいと思っています。ですので、私個人的にということではないのですが、事務局もなかなか伝えづらいので、基本的には17のターゲットがあって、それに関連しているのはここでしょうというふうな置き方を取りあえずしています。全庁的にどういった評価軸にするのかということも当然今後議論されていくと思いますので、取りあえず何か関連しているのはここだというふうに入れさせてもらいましたが、評価する・しないについては今後の全庁的な動向を見ながら考えていきたいと思いますので、しばらくはこのままにしていければと思います。

以上でございます。

○八藤後会長 長澤委員、いかがですか。

○長澤委員 ありがとうございました。

ということは、今の全ての事業には、ユニバーサルデザインに関係する以外の事業も全てSDGsの視点がくっついているという考え方なのでしょうか。

○真鍋委員 はい、そのとおりです。ですので、先ほど申し上げたとおり、区の基本計画にもSDGsの17の分野が振り分けられているので、当然その子供である分野別計画にも載せるということです。ただ、繰り返しますが、かなり大きな視点なので、それがどういう役割をするのかということは正直ベースで言うとひもづけしづらいので、そこについては評価できないのですが、通常の今までの推進計画上の評価をしていただければ事務局としてはいいんじゃないかなというふうに思っています。

○八藤後会長 よろしいですか。

○長澤委員 はい。ありがとうございます。
○八藤後会長 今のようなことは、民間企業とか、我々は大学教員ですが、大学なんかでもやっているのですが、やはり直接SDGsへの到達を評価するというのはまだ様子見というところなのかなと思いますので、ある意味今のご発言と一致したという感じはしますが、ただ無視はできないと思うので、そういうものも見ながら、また頃合いを見計らってそういうところへの関与について評価しなければいけない時期が来るのかなというふうには思っております。

ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

それでは、この資料3にあります後期実施計画についてこの場でご承認いただけるということでよろしゅうございますでしょうか。

(各委員より、異議なしの了承)

○八藤後会長 では、ご承認いただいたということで、進めさせていただきたいと思います。

審議・承認事項(4) 令和6年度の足立区ユニバーサルデザイン推進会議の進行スケジュールについて

○八藤後会長 次に、審議・承認事項(4)の「令和6年度の足立区ユニバーサルデザイン推進会議の進行スケジュールについて」、事務局から説明をお願いします。

○安岡UD担当課長 資料4をご覧ください。こちらが令和6年度の年間スケジュール(案)でございます。

毎年同様に、年度の上半期には事業の実施報告書の確認と事前評価を行います。その後、評価部会を開催して下半期に報告書を取りまとめる流れとなっております。

ただ、このスケジュールはあくまでも目安として記載しております。というのは、前々からできるだけ早期に評価を行い、検証を踏まえて次年度の事業内容や予算に反映できるようにしたいと考えておりますので、引き続きスピーディーな進行管理に努めてまいります。特に評価の進め方については、今年度と同様に、対象を絞って、委員の皆様の観点で評価することが適当な施策をしっかりと評価する。それと同時に、自己評価についてもしっかりと充実させて、達成度や検証などの取組報告を行いたいと思っております。

今年度と同様の進め方を基本としまして、評価方法の抜本的な変更が必要な場合は、推進計画の次期改定に合わせて対応を検討したいと考えております。これについて皆様のご意見をお聞かせいただければと存じます。

また、資料4の下半分に皆様にご出席していただく会議の日にちを記載してございます。日にちは会議室を仮押さえできている日にちということで記載させていただいております。次回、第37回推進会議を5月10日・金曜日に行う予定です。主な内容は、令和5年度実施事業の確認と評価部会で評価を実施する事業の選定となります。

スケジュールの説明は以上となります。

○八藤後会長 これで全てですか。

○辻井UD担当係長 すみません、事務局から補足説明でございます。

スケジュールの上半分に表があります。その表の中の一番左、区民委員公募選考がございました。来年度も一応公募選考する年となりましたので、引き続き皆様のご協力も頂きながら進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○八藤後会長 ありがとうございます。

皆様から質問等を受ける前に私から事務局に伺いたいのですが、これは去年もしくは例年と何か特に違っているところはございますか。

○辻井UD担当係長 事務局の辻井でございます。

昨年からの大きな変更点はございませんで、スケジュールを早めたいというところで、こちらでは目安として評価部会を10月で記載してございます。そこは、令和5年度といたしますか今回は11月に行わせていただいたのですが、もう少し前倒しするという意味でお示ししております。そのスケジュール感の違いだけがあるかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○八藤後会長 どうもありがとうございます。

評価部会に向けての資料づくりが事務局はすごく大変になると思いますが、ということだそうです。

何かご質問、ご意見はございますか。—— 特によろしいでしょうか。

では、これはご承認いただけるということで、先に進めたいと思いますが、よろしいで

すか。

(各委員より、異議なしの了承)

○八藤後会長 では、ご承認いただけたということで、次に参りたいと思います。

一応審議事項はこれで終わりということ
で、ありがとうございました。

報告事項(1) 足立区公共施設等整備基準の
一部改正について

○八藤後会長 それでは、次に報告事項に入
ります。

報告事項(1)の「足立区公共施設等整備
基準の一部改正について」、これを事務局か
ら説明いただきます。

○安岡UD担当課長 資料5をご覧ください。
い。

足立区公共施設等整備基準は、ユニバー
サルデザインのまちづくりにおける良好な都
市環境の整備を推進するために設けている
基準となります。

このたび一部改正を行い、公共施設等の整
備の際、障がい者及び高齢者等の意見の聴取
及びその反映について明文化することとい
いました。これまで、事業や案件によって
は障がい当事者等のご意見を事前にお伺い
したこともありましたが、庁内での考えが統
一されておりました。今回、基準を明
文化することにより、意見聴取して利用者が
より使いやすい施設となるよう反映させる
ことが努力義務となります。

先ほど公共建築物のユニバーサルデザイン
推進について、障がい者団体のご意見をお
伺いし、その意見内容の反映に努める取組を
ご説明いたしました。令和6年度は、まず障
がい者団体3団体にご協力いただき、意見聴
取を進めたいと思います。また、進め方につ
いて、なるべく建築の部署や土木系の部署で
連携・共有していきたいと考えております。

2枚目以降は参考資料となります。

事務局からの報告は以上となりますが、補
足はありますか。

○辻井UD担当係長 すみません、事務局か
らでございます。

資料5の次のページから参考資料という
ことで、参考資料のご説明をさせていただけ
ればと存じます。

まず、公共施設等整備基準というお話があ
りましたので、この基準がどんなものかとい
うことでご説明してございます。

公共施設というのは、区が整備する事業だ
けではなくて、国の事業とか東京都の事業な
ども含まれてございます。このような事業は、
民間がやる事業から見て、公共施設はやはり
お手本として取り組むべきという考え方も
ありまして、公共施設等の整備に関しては特
にしっかり取り組む、そういったところでユ
ニバーサルデザインの観点もいろいろと定
めている状況でございます。このような整備
を行うときに必要な事項を定めて、区民が安
全かつ快適に住み続けられる市街地の形成
を足立区とかその他国や都などの公共施設
の整備主体が先導的に行うことによってま
ちづくりの推進に寄与する、そのような趣旨
にある基準でございます。

このような基準がある中で、障がい当事者
の意見の聴取とその反映を努力義務として
明文化するというのが次の2ページ目
の内容となっております。

今回、それ以外にもう一点、自主管理歩道
の設置というのも併せて改定しているところ
でございます。こちらは参考として申し
添えさせていただきます。

それから、3ページ目でございますが、下
側に、「利用者の方々の意見を取り入れ、利
用者がより使いやすい施設になるように設
計内容の反映に努めていく」ということで、
基本的には基準に合うような整備をするの
は当然のことです。それだけではなくて、
基準だけでは気づかないような内容、特
に利用者に寄り添った施設になるようにご
意見を頂くということで、その機会を、先ほ
ど安岡から申し上げたように、3団体に協力
を頂きまして、令和6年度も定期的に訪問を
行い進めていくということになります。先ほ
ど金子委員もおっしゃっていた障害者団体
連合会様へのヒアリングもその取組の一つ
でございます。

4ページ目は、実際の公共施設の設計に対
するレビューのお話でございまして、設計の
図面をしっかりとつくり上げる前の段階でご
意見を聞いて、それが反映できるような段階
にあるときにご意見を頂きたいということ
で考えております。逆に何も考え方が定まっ
ていない段階でご説明するのも難しい状況
でありますので、どの段階でご意見を聞くか
というのはそれぞれの各所管課に対応を委
ねている状況でございますが、いずれにしま
しても、あまりにも遅過ぎて意見が反映できな

ような状況にならないように、庁内の中でもしっかり周知・共有させていただいているところでございます。

5 ページ目に関しては、公共施設等整備基準の中で第 17 条に関する内容を示しております。

こちらは建築物に関する内容を示していきまして、基本的には国の基準、都の基準を遵守して整備することは当然なのですが、それ以外にも配慮事項あるいは努めるべき事項として記載しているところがございます。

例えば（４）番、「視覚障がい者を公共建築物等に誘導する誘導ブロックの敷設及び音声誘導装置の設置に配慮すること」というところがあります。これは後ほど報告事項でバリアフリーの地区別計画の中でも関係するのですが、誘導ブロックの設置か音声誘導の設置のどちらかをするというところは基準でも定めておりまして、区としても、いずれにしてもどちらかはやるということはきちんと守っている状況ですので、こういったところもしっかり配慮して進めていきたいと思っております。

最後に 6 ページ目です。こちらは足立区の公共施設等整備基準、それから都の基準との関係を記載しているところでございます。

あと、下側に今後のスケジュールがございまして、障がい者団体様の会合の時期に合わせて実施させていただきたいと考えております。例えば金子委員の障害者団体連合会様は 2 か月に 1 回程度会合があるということは我々としても承知しておりまして、設計の部署もこの時期にこういった件を相談することができるかというのもきちんと考えながら進めていきたいと考えておりますので、引き続き推進委員の皆様からご評価いただいた内容をしっかり取り組んでいけるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、事務局からの説明は以上とさせていただきます。

○八藤後会長 ありがとうございます。

今まで出てきた内容をより具体化して行政に反映するということだと思います。

これは足立区の話ではないのですけれども、事前に利用者の意見を聞こうということで、今度こういうのを建てるけれども意見がないかと言って聞くと何も出ないのですけれども、一たび図面が出てくるとものすごく

意見が出てくるんですよ。そのときにはそれはちょっとできませんねみたいなことがままあるということで、どの段階でどういうふうに提示したらいいのかというのはなかなか難しいと思いますが、今の事務局の話を聞いていると、その辺の難しさはある程度認識されていると読み取りましたので、いろいろ難しいとは思いますが、若干試行錯誤も必要かと思いますが、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

皆様のほうから何か。

○金子委員 度々すみません。障団連の金子です。

今会長さんが言われた図面のことなのですけれども、実際この 3 月・1 月と 2 回やっていて、もう詳細な図面ができていて、みんなに配って、それで意見を伺うということをやっておられましたので、心配ご無用で、今後ともぜひそういうことでよろしく願いします。本当に図面が出るとよく分かります。

それから、この「足立区公共施設等」という文言、「等」と書いてあるのですけれども、これは公立、国・都・区ですね。それは当然公共施設になるのでしょうかけれども、この間の話し合いでも出たのですけれども、今ははやらない言葉なのですけれども、半官半民というのですか、例えば竹ノ塚駅もいい施設が出来上がりました。あそこは言葉としては公共施設と同じようなものだと思うのです。主体は東武鉄道ですけれども、そこに足立区の予算なんかも多分入っているでしょうし、当然、勝手に造るわけではなくて、区からの要望なんかもいろいろ出ていると思うのです。ある程度出来上がってきた段階で、今度は高架下に民間施設 24 店舗か 25 店舗が出来上がるよという情報がネットで流れていて、それを私は見て、これはどういう内容で改修されるのかということで、東武鉄道に働きかけをお願いしたいということで区から東武鉄道に働きかけをしてもらったのです。ただし、それは民間であるから、もし向こうのほうで要望を聞く場を設けないのであればそのまましようがないのかなというような感じの区の対応と私は判断したのですけれども、幸い担当の東武鉄道の課長さんお二人が見えられて、実際にぎくばらんいろいろなことを私どもも申しました。

そういうふうに、公共施設という場合に、例えば駅とかそういった民間の事業者がや

っている大きなものについて、今回この整備基準の中に明文化する中に民間の建物なんかは入ってこないのでしょうか。そのあたりをお聞きしたいのですけれども。

○八藤後会長 ご質問のようでございます。

○真鍋委員 都市建設の真鍋でございます。

今回、公共施設等整備基準の話をさせていただきましたが、そもそも——会長・副会長がいる前で釈迦に説法というか、おこがましいのですが——我が国のバリアフリーといえますかユニバーサルデザインの話になると、建物を造るとなると基本は建築基準法になりますが、建築基準法の中にはバリアフリーのバの字なんて一言も入っていませんので、何を根拠にやるかという、東京都の条例であれば福祉のまちづくり条例というものがあって、当然ある一定規模以上のものについては公共・民間を問わず対象になっております。ただ、金子委員のご質問といえますかご懸念のところは、すべからく対象としているわけではなくて、ある一定規模以上のものについては条例の対象になるということになっています。今の一例で東武鉄道の竹ノ塚駅の下の商業施設については、たまたまと言っては何ですが、連続立体事業につきましては公共からお金が入っていることもありますので、当然、東武鉄道に物を申させていただきました。

一方で、区のほうの基準では、つまり本題に入りますが、公共施設に関しては公共施設等整備基準を持っています。実は民間の施設については環境整備基準という別の基準を持っております、その中で一応は対応していますが、これも規模によって対象になる・ならないがありますので、全てが拾えればいいのですが、基本的には一定規模以上のものについては民間施設においてもバリアフリーのことについては対象になっているというふうにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○八藤後会長 ただいまのご説明などにつきまして、いかがでしょうか。

金子委員、どうぞ。

○金子委員 そうすると、一定規模以上のということ言えば、今、竹ノ塚駅とかいろいろな駅がこれから改修される。竹ノ塚はもう出来上がっていますけれども、一定規模以上の網にかかって私どもの意見を聞くような場を設けるというふうになるのでしょうか。

○安岡UD担当課長 事務局になります。

公共施設等整備基準とは違いまして、東武鉄道の絡みについてはそういった制約をつけることはできないのですけれども、先ほど言いましたように、区の事業費とかも入っていますので、要請して任意にやっていただく。お願いという形になるのですけれども、そういった形で対応していく形になると思います。

○辻井UD担当係長 事務局の辻井でございます。

先ほど金子委員からのご質問で、竹ノ塚駅の高架下の店舗24店舗か25店舗ぐらいの建設整備ということで、これが環境整備基準における事前協議の対象になるかどうかという考え方は、申し訳ありません、確認させていただきたいと思います。というのは、単純に一つの店舗で大きければ、何平米以上、500平米以上とかそういったものは対象となるのですが、個々のテナントに対して見ていくのか、まとめて一括として見ていくのか、そのあたりの考え方は、すみません、我々事務局のほうでも不勉強でしたので、確認させていただきたいと思います。

ただ、いずれにしても、環境整備基準で大規模な店舗を整備するときに、こういったバリアフリーの基準を遵守するということで整備するのですが、一個一個のテナントに対して条例とか基準が及ぶかという、そうならない場合もありまして、そういったところは結構過去からのご意見、ご要望として頂いております。どのようなケースがあるにしても、大規模開発を行う事業者に対しては、バリアフリーにきちんと配慮してユニバーサルデザインに配慮してもらおうとか、こういったご意見をきちんと取り入れていただくとか、そういったことでお願いベースで働きかけるとするのはこれまでもやっております、今後も続けていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○八藤後会長 ありがとうございます。

ちょっとその辺は複雑なんですよ。例えば店舗、一個一個のテナントについては及ばないというので、2020東京オリンピックを機会に国のほうでは店舗の中についても言及しましたし。ただ、全体の規模が小さければバリアフリー法には引っかけられないということになります。ただ、今回のような区

がお金を出しているとかいう場合には、既にやられているようですけれども、適切に、指導と言っただけではいけないのかな、話し合いをしてやっていただくというのが王道かと思います。

それから、これも皆さんの前で釈迦に説法ですけれども、差別解消法が次年度から民間企業にまで全部——東京都はすでに条例で義務化していますが——波及するということから考えれば、今後そういう利用者からの指摘が出るというリスクを考えれば、今のうちからちゃんとやっておいたほうがいいんだよというご指導の仕方もあるのかなと個人的には思ったりしております。

失礼いたしました。

皆様方から何かございますでしょうか。

○真鍋委員 一部繰り返しになりますが、金子委員のお話については、今後のこともありますので、民間事業者に対してどのような指導が及ぶのか、今会長から話が合ったとおり、障害者差別解消法が改正されて努力義務から「努力」が抜けて義務になっていますので、その点も踏まえて庁内で一回整理したいと思えますし、その内容については当推進会議でもお話ししたいと思えます。少しお時間を頂ければと思います。

○八藤後会長 ぜひお願いいたします。

○金子委員 ぜひお願いします。

○八藤後会長 期待しております。金子委員からもそのようなことで。

ほかにいかがでしょうか。

では、よろしいでしょうか。

次に行きたいと思えます。

報告事項（２）バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬）の策定について

○八藤後会長 それでは、報告事項（２）の「バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬）の策定について」、事務局から説明願います。

○安岡UD担当課長 別冊の緑のパンフレットと冊子をご覧ください。

策定しました綾瀬・北綾瀬周辺地区の面的・一体的なバリアフリー化の計画になります。パンフレットが概要版になり、冊子が計画全体を記載したものとなります。

計画策定におかれましては、バリアフリー協議会で山田副会長と猿田委員に、また、まち歩き点検においては区民部会の金子委員、渡部委員にご参画いただきました。ありがと

うございます。

また、本計画の素案段階でパブリックコメントを１１月から１２月に実施させていただきました。その際にも推進委員から２名、ご意見を頂きました。皆様のご協力を賜り、誠にありがとうございました。

さて、計画の主な記載内容について説明させていただきます。

パンフレットをご覧くださいませでしょうか。２枚ほどめくっていただきまして、ちょうど真ん中になるのですけれども、左上に「バリアフリー化の対象範囲・施設・経路（①北綾瀬周辺）」をご覧ください。

生活関連施設、生活関連経路、重点整備地区、特定事業についてご説明いたします。

生活関連施設とは、バリアフリー化の対象で、障がい者や高齢者を含めた区民等が社会生活や日常生活で利用する施設となっております。このパンフレットでいいますと黄色や緑色の部分という形になります。

次に、生活関連経路ですけれども、先ほどの生活関連施設間を結ぶ経路（道路）であり、バリアフリー化の対象となります。青色の線が生活関連経路となります。

続いて、重点整備地区とは、生活関連施設と生活関連経路で構成されます。バリアフリー化を重点的に進める地区別計画の策定区域になります。次のページの綾瀬駅の南側については葛飾区と境が複雑に入り組んでおりますので、今回、葛飾区と協議いたしまして、葛飾区の一部区域も含めた計画としております。重点整備地区の範囲については点線が範囲となっております。凡例で区域と書いてあるところが区域なのですけれども、綾瀬駅の南側については葛飾区が入っておりますので、そちらも含めた地域を今回策定させていただきます。

特定事業とは、バリアフリー化を具体的に進める事業をいいます。事業の例としまして、パンフレットの表紙をめくったところに記載しております。鉄道ですと、具体的な整備例という形で駅入口からホームまでスムーズに移動するためのエレベーターの設置とか、隣のバスですと、スムーズにバスに乗降するための段差のないバス停、そのような具体的なものが特定事業という形になっております。冊子のほうに特定事業についての詳細。あと、特定事業については、この計画を各事業者において詳細な具体的な計画

をつくる予定になっておりますので、その後、具体的なスケジュールと具体的な計画を進行していくという形になります。

綾瀬・北綾瀬については以上となりますけれども、バリアフリー計画については、このパンフレットの一番裏のページにあるのですけれども、足立区ではバリアフリー地区別計画を10か所策定する予定でありまして、今回の綾瀬・北綾瀬で5地区目という形になります。残り5地区が残っているのですけれども、次回については、予定なのですけれども、六町地区、六町駅ですね、こちらについて検討する方向で今進めております。

事務局からは以上となります。

○八藤後会長 ありがとうございます。

何か質問等ありますか。

山田副会長が関わっているということですが、何かありますか。

○山田副会長 とにかく綾瀬・北綾瀬は広くて歩くのが大変だったなという記憶をしみじみ思い出していました。たくさんご意見も集まったと思います。おまとめになられた皆さん、大変お疲れさまでした。

○真鍋委員 改めまして私からも、まち歩き等で確認していただきまして、本当にありがとうございました。

計画をつくって終わりということではありませんので、最近のトピックだけ少しお話しさせていただくと、以前は歩道や車道にインターロッキングブロックという、カラー舗装といったほうがいいのでしょうか、いつとき平成の初め頃によく商店街とかではやった舗装があるのですが、あれが最近になって悪さをし始めまして、段差があるということで、高齢者、あと子育て世代でも、ちょっとした段差でも、例えばベビーカーが揺れたり、つえが引っかかって転倒するおそれがあるということで、実は今回の綾瀬・北綾瀬周辺地区においてもその指摘がなされているのです。これは実は全区的な話になっていまして、将来的には通常のアスファルト舗装に替えていくのが一番いいのかなと思うのですが、時間と費用がかかるものですので、今のところは部分的に補修を加えているという段階であるのですけれども、いずれにしても地区別計画をつくりましたので、関連事業者と連携しながら、この計画については年度ごとにちゃんと評価しないといけませんので、それについてはまた改めてご説明したいと

思います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○八藤後会長 ありがとうございます。そういうきめ細かいところまで気がついていただいているということで、実は私、冒頭の挨拶で申し上げましたが、今日は非常に歩きにくかったというようなことを言ったのですが、まさにそのところに水がたまっていて、歩くところがなくて、仕方がないので誘導ブロックの上を歩いてきたということもありますが、やっぱり経年変化——劣化とは言わないのかな、変化ということで。ただ、アスファルト舗装については、あれがよくなからというので今のような形になったと思うので、難しいところですね。またいろいろなところで意見を聞いたり、あるいは実験したりして、よりよいものにしていいただければと思います。

いかがでございましょうか。

○辻井UD担当係長 すみません、事務局から1点、報告といいますか、お礼も兼ねてなのですが、こちらのバリアフリー地区別計画のパンフレットとか、先ほどちょっと漏れてしまったのですが、資料3のユニバーサルデザインの間接検証・後期実施計画も含め、カラーユニバーサルデザインの観点で望ましいかどうか、不備・不足等ないかどうかということで、長澤委員にいろいろとご確認いただきました。ありがとうございました。地区別計画はまだ残り5地区もあるので、すみません、引き続き、色遣いとかも気にしながらになるのですが、これからもお願いしたいと思います。

○八藤後会長 ということで、委員の皆様方にも引き続きよろしくご協力をお願いいたします。私から言うことでもないのかもしれませんが。

いかがでしょうか。よろしいですか。

その他

○八藤後会長 では、最後になりますが、「その他」についてということで、委員の皆様、または事務局から、全体を通じて何かあれば、どうぞご発言ください。

○安岡UD担当課長 それでは、事務局から1件だけご報告といいますか、令和5年度末になりまして、先週、令和6年度4月からの人事異動の発表がありました。足立区の委員

で異動がございますのが、飯塚委員と日吉委員です。4月からそれぞれ多様性社会推進課長と障がい福祉課長の後任に引き継ぐこととなります。真鍋委員と事務局の安岡、辻井は変更ありません。

事務局からの報告は以上となります。

○八藤後会長 ありがとうございます。

では、残念ですが、このメンバーによる会議は今日が最後となります。よろしければ、飯塚委員と日吉委員からそれぞれ、簡単に結構でございますので、一言、ご自身の感想でも会議についてのことで構いませんので、よろしいでしょうか。

飯塚委員から先によろしいですか。

○飯塚委員 ありがとうございます。

1年だけでしたが、本当にお世話になりました。

多様性社会推進課の職の中では、実は、ジェンダー側寄りというのですか、ジェンダード、要するに性別による視点での製品の開発というのも考えるべきじゃないかというご意見を頂いていて、この会議でその話もできたらいかなと思っているうちに任期になってしまいました。後任に引き継いでいきたいと思います。

4月以降は産業経済部というところで産業振興課長ということで、また様々なお仕事に関わっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○八藤後会長 ありがとうございます。ユニバーサルデザインの商品の開発とか販売促進とか、いろいろとお願いしたいことがございますので、またよろしくお願いいたします。

日吉委員、お願いします。

○日吉委員 障がい福祉課長の日吉です。

私も本年度1年間のみということで、障がい福祉課ということなので、先ほど真鍋からもありましたけれども、合理的配慮と、建物関係ですと福祉のまちづくり条例関係も少し見たりはしていましたけれども、来年度は、合理的配慮について、庁内だけではなくて、区内の各事業所にどのように周知していこうかなと考えているところで今回異動になってしまったので、そこについては、こちらも次年度の障がい福祉課長にきちんと引き継ぎをしていきたいと考えております。

私は来年度は介護保険課長ということで、今度は高齢者側に行きますので、その視点で引き続きユニバーサルデザインについては

いろいろとご協力させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○八藤後会長 ありがとうございます。大いに関係のあるところでございますので、ぜひ活かしていただければと思います。

どうもありがとうございました。

以上で本日の議事については終了しましたので、司会進行を事務局にお返ししたいと思います。

○安岡UD担当課長 八藤後会長、ありがとうございました。

本日は、委員の皆様には、お忙しい中、ユニバーサルデザイン推進会議にご出席いただきまして、ありがとうございました。

次回の第37回足立区ユニバーサルデザイン推進会議についてですが、資料4にございますとおり、5月10日・金曜日に予定しております。詳しくは改めてご案内いたします。ご都合の悪い方は後日事務局までご連絡いただければ幸いです。

これにて第36回足立区ユニバーサルデザイン推進会議を閉会いたします。ありがとうございました。

なお、お車でお越しの方は、駐車券をご用意しておりますので、お帰りの際に事務局までお申し出くださいませ。

本日はありがとうございました。

閉会